

琵琶湖流域下水道事業地方公営企業法適用基本方針(案)

概要版

1 琵琶湖流域下水道事業への地方公営企業法の適用

【琵琶湖流域下水道事業のミッション・目標】

- 琵琶湖流域下水道事業のミッション
公衆衛生の向上・生活環境の改善および国民的資産である琵琶湖等の公共用水域の水質保全に資する^{※1}。
- 琵琶湖流域下水道事業の目標
下水道の機能・サービスを効率的かつ持続的に提供する。

※1 下水道法で公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を下水道の目的としている。

【琵琶湖流域下水道事業の課題・今後の方向性】

目標達成には、今後、流入水量の大幅な増加が見込めない中、多大な経費がかかる改築更新の適切な実施などが課題。

普及・拡大を行う「整備」
→経営資源を適切に管理する「経営」

「企業」としての経済性をより発揮させることを意図する地方公営企業法を適用し、持続可能な経営を実現する^{※2}。

※2 国は平成31年度までに移行作業を終え、平成32年度の予算・決算までには公営企業会計に移行するよう要請

2 地方公営企業法の適用範囲と適用時期

地方公営企業法には、企業会計の導入等のための財務に関する規定と、広範な権限を持つ管理者を設置し柔軟かつ迅速な運営を行うための組織に関する規定がある。

同法の各条項の適用範囲と適用時期については次のとおりとする。

- 財務に関する規定については、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表を作成することになり、ストック情報の的確な把握による改築更新計画の策定、損益情報の的確な把握による適切な経営計画の策定、経営の透明化によるガバナンスの向上が期待できる。
- 一方、組織に関する規定等の適用については、効率化を図る上で、下記のとおり現時点において明確な結論を見出せない事項があり、引き続き検討を深掘りし、見極める必要がある。
 - ①組織の独立性の確保による効率化について
組織に関する規定等を適用すれば、流域下水道を経営する組織を公営企業として独立させ、組織運営の柔軟性・迅速性を高めるとともに、より経営面に重きを置くことにより、事業の効率化が期待できる。
他方、現在は、全ての処理水が琵琶湖に流入するという本県の流域下水道の特殊性等を踏まえ、琵琶湖環境部の中で一体的な水質保全施策を展開し、効率化を図っている。
また、流域下水道経営と公共下水道関係事務を一体的に行うことにより、効率化を図っている。
こうした点を踏まえ、公営企業として独立させることについて、総合的な観点から検討をさらに深掘りしていく必要がある。
 - ②水道部門との統合効果について
市町では、水道部門との統合により効率化が進んでいるが、本県の場合は、流域下水道事業と水道用水供給事業との業務の類似性や施設の近接性が低く、統合による効率化がどこまで図れるのかについても、さらなる検討が必要である。
- こうしたことから、平成31年度からまず、同法の財務規定を適用する^{※3}とともに、その後、上記の組織のあり方に関する事項について、さらに検討を深掘りし、平成36年度を目途に、一定の結論を得ることとする^{※4}。

※3 国の要請や各処理区の経営計画への円滑な反映を考慮すると平成30年度中に移行作業を終え、平成31年度から法を適用することが望ましい。

※4 また、概ね、平成35年度までの間、全国の道府県における地方公営企業法の適用後3か年の決算や効果・課題等の把握する(平成32年度～平成34年度)。

＜全部適用と財務適用の比較＞

項目	全部適用	財務適用
適用される規程	法の全ての規定	法第3条～第6条、第17条～第35条、第40条～第41条、附則第2項、第3項(財務規定等)
会計方式	法の財務規定等に基づき、一般会計等と異なる企業会計方式により財政状況を把握する。	同左
組織体制	原則として管理者を設置する(条例により非設置も可(法第7条)、その場合は管理者の権限は長が行う(法第8条第2項))。 ・管理者は、職員の任免、予算原案の作成、決算の調製、契約、出納その他の会計事務の執行等、企業の業務の執行に関する権限を有し、自らの判断と責任において事業運営を行う(法第9条)。ただし一部の権限(予算調製、議案提出、決算審査等)は長に留保される(法第8条第1項)。	・管理者の権限は長が行う(法第34条の2)。
所管事務 ※都道府県の場合	＜管理者＞ ・流域下水道に関する事務 ＜知事＞ ・下水道に関する一般行政事務 ・公共下水道関係事務	＜知事＞ ・流域下水道に関する事務 ・下水道に関する一般行政事務 ・公共下水道関係事務
都道府県の状況	・東京都、埼玉県 ・1団体で検討中	・茨城県 ・23団体で検討中

3 地方公営企業法の適用スケジュール

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31～36年度
全体	協議会 で了承 ※5	基本方針の 検討・策定			組織のあり方検討
事務プロセスの構築		法適化後の業務 プロセスの検討	関係機関等との調整	条例・規則等検討・整備 新年度予算調整	
システム整備		システム検討	システム構築・固定資産データ登録等	打切決算	
資産調査		固定資産等の調査・整理			

※5 琵琶湖流域下水道協議会で平成31年度から法適化し、資産調査に要する経費の負担割合について了承

4 地方公営企業法の適用にあたっての留意点

【留意点1:業務の効率化に企業会計の導入により、経理・会計に係る事務等が複雑化するが、コスト増の要因とならないよう業務プロセスを効率化することに最大限留意。

【留意点2:地方公営企業法の適用を基礎にした持続可能な経営】
持続可能な経営を進めるための「枠組み」であり、こうした枠組みを活用し、実際に経済性を発揮することが重要。

- ①施設や設備に関する投資計画と財源の見通しである「投資計画」と財源の見通しである「財政計画」に加えて、「効率化等に向けた取組方針」等から構成される経営戦略を策定^{※6}・推進する。
- ②ストックマネジメントの一層の推進^{※7}を図るとともに経営戦略との連携を進める。

※6 経営戦略策定の国の集中取組期間は平成30年度まで。

※7 国は平成28年度にストックマネジメント支援制度を創設。

【留意点3:技術力の確保】
持続可能な経営に欠かせない技術力の確保についても十分留意。